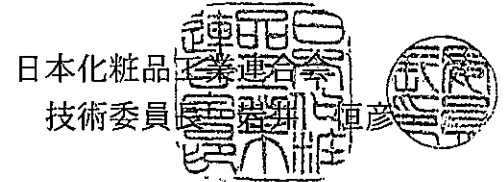


平成27年1月20日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位



SPF の下限値の設定について（自主基準）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会（以下粧工連という。）では、平成23年10月5日に SPF 測定法基準を改定し、ISO24444 を SPF 測定法の自主基準に致しました。

SPF 測定法基準は、紫外線防止用化粧品（薬用化粧品を含む。以下同じ。）のための基準であり、基準に関わる背景や目的等の詳細は粧工連が作成した「紫外線防止用化粧品と紫外線防止効果 —SPF と PA 表示— 2012 年改定版」に記載されています。

SPF 測定法基準には SPF の算出方法として、被験者別に得られた SPF の算術平均の小数点以下を切り捨てた整数で表すこと及び得られた SPF が 50 以上で、95%信頼限界の下限値が 51.0 以上の場合は SPF50+ と記載することが規定されていますが、これまで下限値については記載がありませんでした。

一方、最近市場において紫外線の人体への悪影響を促進させるような SPF0 を標榜する商品が散見されるようになりました。SPF0 というのは、SPF 測定法基準の設定の目的から外れているとともに、消費者の誤認を誘導するような記載であり、消費者保護の観点から極めて好ましくないものと考えております。

SPF 測定法基準は、紫外線防止用化粧品に記載されることを想定していたため、上述のように下限値については基準を設けておりませんでした。今後は消費者保護の観点から、「化粧品（薬用化粧品を含む。）における SPF の下限値を 2 とする」ことを粧工連の自主基準と致します。

各社におかれましては、本自主基準を徹底くださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具